

遠野市簡易専用水道維持管理指導要領

(目的)

第1条 本要領は、簡易専用水道の設置者等が行うべき必要な事項及び設置者等に対する監視指導について必要な事項を定め、簡易専用水道の維持管理の適正化を図ることを目的とする。

(関係法令)

第2条 本要領は、次の法令等によるものとする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- (3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）

(定義)

第3条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (2) 設置者等 施設を設置する者、又は管理権限を有している者をいう。
- (3) 休止 給水装置の休止に伴い、施設への給水を停止することをいう。
- (4) 廃止 有効容量の変更により簡易専用水道に該当しなくなった場合、又は給水装置の改造及び廃止に伴い施設を解体することをいう。
- (5) 検査機関 法第34条の2第2項に規定する検査機関をいう。

(届出)

第4条 設置者等は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、あらかじめ、当該各号に定める書面により、速やかに市長に届出を行うものとする。

- (1) 施設の設置 簡易専用水道施設設置届（様式第1号）
- (2) 前号の届出内容の変更 簡易専用水道施設変更届（様式第2号）
- (3) 施設の休廃止及び再開 簡易専用水道施設休廃止等届（様式第3号）

(維持管理)

第5条 設置者等は、法第34条の2第1項に定められる基準（以下「管理基準」という。）のほか、次に定めるところに従い維持管理を行わなければならない。

- (1) 給水栓における水の色、臭い、にごり、味及び残留塩素の有無について定期的に点検を行うこと。
- (2) 次に掲げる帳簿書類を備えておくこと。
 - ア 法第34条の2第2項の規定により行う検査（以下「定期検査」という。）に関する記録
 - イ 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - ウ 受水道の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
 - エ 水槽の清掃の記録
 - オ その他簡易専用水道の日常的な点検に関する記録

(定期検査)

第6条 設置者等は、検査機関に対して定期検査を依頼し、定期検査を受検するものとする。

2 定期検査は、施行規則第56条第1項に定めるところにより、1年以内ごとに1回、受検するものとする。

(市長への報告)

第7条 設置者等は、施行規則第55条第1項第4号に定める措置を講じた場合、又は次に掲げる状況が生じた場合には、簡易専用水道施設事故等報告書(様式第7号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 施設、又は供給水の水質に異常が認められた場合

(2) 定期検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合

ア 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合

イ 水槽内に動物等の死骸がある場合

ウ 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合

エ 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合

オ マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合

カ その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

(監督指導等)

第8条 市は次のことを行うものとする。

(1) 設置者等に施設の適正管理、定期検査の受検及び定期的な自主検査について指導等を行うこと。

(2) 前条の報告があったときは、速やかに法第39条第3項の規定による立入検査(以下「立入検査」という。)を行うものとする。

(3) 定期検査の結果、改善を要する事項があると確認したときは、簡易専用水道改善指導通知(様式第9号)により設置者等に対し、改善期限を付して改善の指導を行うこと。

(4) 設置者等から改善報告が行われたときは、速やかに改善内容の確認のため、立入検査を行うこと。

(5) 改善期限経過後、設置者等から改善報告が行われないときは、速やかに状況確認のため、立入検査を行うこと。

(6) 設置者等が再三の改善指導等に従わないときは、期間を定めて法第36条第3項に基づき、簡易専用水道改善指示通知(様式第11号)により、必要な措置をとるべき旨の指示を行うこと。

(7) 設置者等が法第36条第3項に基づく指示事項に従わず、給水を継続させること

が当該水道に利用者の健康を阻害すると認められたときは、法第37条に基づく給水停止命令を行うこと。

給水停止命令を行うに際し、消防用施設等の機能が低下するおそれがあるときは、あらかじめ消防本部へ連絡するなど、給水停止命令を行う施設の機能に配慮すること。

(8) 給水停止命令を行った施設に対しては、法第36条第3項に基づく指示事項が実施されるまでの間、随時、立入検査を行い給水停止の履行状況を確認すること。

なお、指示事項の実施が確認された場合、給水停止命令を解除するとともに、関係機関に連絡すること。

2 設置者等は次のことを行うものとする。

(1) 市から簡易専用水道改善指導通知（様式第9号）等により改善指導があったときは、速やかに改善を行い、簡易専用水道改善済届（様式第10号）により報告を行うこと。

(2) 法第36条第3項による必要な措置を指示されたときは、その期限内に施設の改善を行い、速やかに簡易専用水道改善措置報告書（様式第12号）を提出すること。

(3) 法第37条による給水停止命令を受けたときは、利用者にその旨を周知するとともに、これに従うこと。

3 検査機関は次のことを行うものとする。

(1) 市と連携して、法第34条の2第2項に基づく定期検査の実施についての周知を行うこと。

(2) 検査に当たっては、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号）に基づき行うこととし、検査結果の記載については簡易専用水道検査票（様式第6号）によること。

(3) 検査終了後、速やかに設置者に対し、簡易専用水道検査済証及び簡易専用水道検査票（様式第6号）を交付し、不適事項がある場合、十分に説明し、改善を指導すること。

(4) 検査終了後、緊急な改善が必要であると認められた場合、直ちに市へ報告し、その他については毎月、前月分をとりまとめ、市に簡易専用水道検査票（様式第6号）の写しを送付すること。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。